

社会的養護関係施設第三者評価基準の見直しについて(平成29年度)

- 平成24年度から社会的養護関係施設には受審が義務づけられている。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)
[社会的養護関係施設:乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設]
- 社会的養護関係施設は3か年度に1回以上第三者評価を受審し、その結果を公表しなければならない。
また、第三者評価基準については、概ね3年毎に見直すこととなっている。
(平成27年2月17日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)
- 社会的養護関係施設の内容評価基準の前回の見直し検討は平成26年度に行った(平成27年度から適用)。

見直しの検討

- 平成30年度から始まる次期(3年間)に向け、「福祉サービスの質の向上推進委員会」に設置されている児童部会社会的養護小委員会において、第三者評価基準の見直し検討を行うこととした。
 - 以下の観点を踏まえ、平成29年9月以降、各種別毎の作業チームで見直し作業を開始した。
 - ・児童福祉法の28年改正内容(里親支援、親子再統合支援など)
 - ・第2期(平成27年度~29年度)における評価結果
 - ・内容評価基準の項目数の見直し(概ね30項目以内とする)
児童養護施設:41項目→25項目、乳児院:22項目→23項目、児童自立支援施設:41項目→27項目、
児童心理治療施設:42項目→20項目 母子生活支援施設:28項目→27項目
- ※ 自立援助ホームについて、今回の検討と合わせて第三者評価基準の見直しを行うこととした
(自立援助ホームについては、受審や基準見直しの義務規定はなし。現行の基準は平成21年3月に策定)

『福祉サービスの質の向上委員会 児童部会 社会的養護小委員会』

児童部会長(社会的養護小委員会委員長)	柏女 霊峰	(淑徳大学教授)
児童部会副部会長	柴崎 順三	(全国乳児福祉協議会副会長)
専門委員	岡田 賢宏	(福祉経営ネットワーク常任理事)
	坂口 繁治	(岩手県社会福祉協議会)

【作業チーム(とりまとめ責任者)】

- ・児童養護施設(鍵山雅夫)
- ・乳児院(柴崎順三)
- ・児童自立支援施設(青木建)
- ・児童心理治療施設(高田治)
- ・母子生活支援施設(友田直人)
- ・自立援助ホーム(田村 崇)